

根室市告示第 19 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）、法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定による市長が指定する区域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号。以下「府令」という。）別表の備考の規定による市長が定める区域を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

根室市長 長谷川 俊 輔

- 1 指定地域として、次の図のとおり指定する。  
（「次の図」は、省略し、根室市市民福祉部市民環境課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 法第 4 条第 1 項の規定による指定地域内における特定工場等において発生する騒音の規制基準を次のとおり定める。

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間                   | 朝・夕   | 夜間                       |
|----------------|----------------------|---|--------------------------|
|                | 午前 8 時から<br>午後 7 時まで | 午前 6 時から<br>午前 8 時まで<br>午後 7 時から<br>午後 10 時まで | 午後 10 時から<br>翌日の午前 6 時まで |
| 第 1 種区域        | 45 デシベル              | 40 デシベル                                       | 40 デシベル                  |
| 第 2 種区域        | 55 デシベル              | 45 デシベル                                       | 40 デシベル                  |
| 第 3 種区域        | 65 デシベル              | 55 デシベル                                       | 50 デシベル                  |
| 第 4 種区域        | 70 デシベル              | 65 デシベル                                       | 60 デシベル                  |

備考

- 1 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、指定地域としてそれぞれ指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。
- 2 デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定による市長が指定する区域を次のとおり定める。

指定地域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域の全域並びに第 3 種区域及び第 4 種区域内の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

4 府令別表の備考の規定による市長が定める区域を次のとおり定める。

- (1) a 区域 指定地域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあつては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
- (2) b 区域 指定地域のうち、第 2 種区域（a 区域として定める地域を除く。）
- (3) c 区域 指定地域のうち、第 3 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）